

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 12 比較情報の取扱いに関するQ&A

平成 24 年 5 月 15 日付けで、日本公認会計士協会から「比較情報の取扱いに関する研究報告」が公表されました。その中から、気になる 3 項目を説明します。

1. 会計方針の変更か？ それとも表示方法の変更か？（Q 7）

会計処理を変更することで表示方法を変更することとなる場合には、「会計処理の変更」として取り扱います。反対に、たとえ表示区分を変更しても、会計処理を変更しなければ「表示方法の変更」になります。つまり、両者の区分は、会計処理の変更に該当するか否かがポイントです。

「会計処理の変更」として取り扱われるのは、資産及び負債並びに損益の認識又は測定についての変更がある場合です。したがって、その変更がない場合には「表示方法の変更」になります。

例えば、従来、売上高と売上原価を総額表示していたときに、正当な理由によりこれらを相殺して純額で表示する方法に変更する場合は、損益の認識又は測定を変更するため、会計方針の変更として取り扱われます。

2. 重要性がなくて特別損益から営業外損益の計上とする場合（Q 8 (3)）

前事業年度において固定資産売却損益を特別損益項目として認識していたときに、当事業年度において金額的重要性が乏しいと判断してそれを営業外損益にて認識するケースがあります。

それが適切である場合には、表示方法の変更に該当しないため、過去の財務諸表の組替えは行われたいものと考えられます。

3. 販売費及び一般管理費について注記している主要な費目に変更がある場合（Q9(1)）

表示方法の変更とは、一般に公正妥当と認められた表示方法が複数あるときに、それら間での変更をいいます。そのため、注記による開示について変更する場合も表示方法の変更に該当するものと考えられます。

例えば、販管費の主要な費用のある費用について、前事業年度は重要性がなく注記しなかったが、当事業年度は重要性が高まったために注記する場合には、前事業年度の注記の組換えを行うとともに、表示方法の変更に関する注記を行うことになります。

ただし、注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、当該注記を省略できる規定（財規 8 の 3 の 4 三）があります。

(2012/5/25 号より)